

庁内各局部課長
各附属機関の長
各地方機関の長
各都道府県警察の長
殿

原議保存期間	5年(平成36年3月31日まで)
有効期間	一種(平成36年3月31日まで)

警察庁丙総発第18号、丙人発第29号
丙生企発第9号、丙刑企発第5号
丙交企発第27号、丙備企発第22号
丙情企発第7号

平成31年2月14日
警察庁長官官房長
警察庁生活安全局長
警察庁刑事局長
警察庁交通局長
警察庁警備局長
警察庁情報通信局長

サイバー空間の脅威に対する部門間の連携強化について(通達)

サイバー空間と実空間の一体化が進み、サイバー空間が国民の日常生活の一部となる中で、サイバー空間の脅威への対処は警察のいずれの部門にとっても重要な課題となっており、統一的な戦略の下で、サイバー空間の脅威への警察全体の対処能力を強化する必要がある。また、サイバー犯罪・サイバー攻撃の手法や関連技術は日進月歩で高度化していることから、サイバー空間の脅威に的確に対処するためには、常に最新の動向を集約して総合的な分析を行い、そこで得られた知見を各部門に還元するとともに、サイバー犯罪・サイバー攻撃への対処のために警察が有する人的資源及び物的資源を部門横断的かつ効果的に活用する態勢を整備しておくことが必要である。

この点、「警察におけるサイバーセキュリティ戦略の改定について」(平成30年9月6日付け警察庁乙官発第11号ほか)別添第2の1(部門間連携の推進)において、警察の総合力を発揮した効果的な対策を推進するため、都道府県警察等において部門間連携のための態勢の確保に努めることとされたところである。

そこで、この度、「サイバー空間の脅威に対する部門間の連携強化について」(平成27年9月4日付け警察庁丙総発第61号ほか。以下「旧通達」という。)により示していた「サイバー空間の脅威に対する部門間の連携強化についての考え方」を改定したので、各位にあっては、実情に即して、各種取組を連携・調整するための態勢を整備されたい。

なお、旧通達及び「サイバー犯罪対策に係る体制の抜本的強化について」(平成23年6月3日付け警察庁丙情対発第11号ほか)は廃止する。

サイバー空間の脅威に対する部門間の連携強化についての考え方

1 基本的な考え方

警察組織の総合力を発揮した効果的な対策を推進するため、サイバー空間における情報の集約・共有並びにサイバー空間の脅威への対処に係る人的基盤及び物的基盤の強化その他の取組の連携・調整を図ることにより、サイバー空間の脅威に対する部門間の連携を強化するものとする。

2 態勢の整備

管区警察局長及び都道府県警察の長は、サイバー空間の脅威に対する部門間の連携を強化するため、サイバー空間の脅威に関する各種取組の実情に即して、適当な部（部に準じるものを含む。以下同じ。）の長及び課（課に準じるものを含む。以下同じ。）の長から、サイバーセキュリティ総括責任者及びサイバーセキュリティ責任者をそれぞれ指名するものとする。

また、各附属機関においても、同様の態勢を整備するものとする。

3 管区警察局における態勢

(1) 管区サイバーセキュリティ総括責任者

管区警察局のサイバーセキュリティ総括責任者は、次に掲げるサイバー空間の脅威に関する事務について、必要な連携・調整を行うものとする。

ア サイバーセキュリティ戦略に関すること。

イ 情報の集約・共有に関すること。

ウ 人材育成方策に関すること。

エ アからウまでに掲げるもののほか、サイバー空間の脅威に関すること。

(2) 管区サイバーセキュリティ責任者

管区警察局のサイバーセキュリティ責任者は、サイバー空間の脅威に関する事務について、(1)のサイバーセキュリティ総括責任者を補佐するものとする。

4 都道府県警察における態勢

(1) 都道府県サイバーセキュリティ総括責任者

都道府県警察のサイバーセキュリティ総括責任者は、次に掲げるサイバー空間の脅威に関する事務について、必要な連携・調整を行うものとする。

ア サイバーセキュリティ戦略に関すること。

イ 情報の集約・共有に関すること。

ウ 捜査支援及び技術支援に関すること。

エ 人材育成方策に関すること。

オ 関係機関、民間事業者・団体等と連携した取組に関すること。

カ アからオまでに掲げるもののほか、サイバー空間の脅威に関すること。

(2) 都道府県サイバーセキュリティ責任者

都道府県警察のサイバーセキュリティ責任者は、サイバー空間の脅威に関する事務について、(1)のサイバーセキュリティ総括責任者を補佐するものとする。

(3) 都道府県警察サイバーセキュリティ対策委員会等

都道府県警察におけるサイバーセキュリティ戦略等の策定その他重要な事項の決定を行うため、都道府県警察本部に、都道府県警察の長等を委員長、各部長（都道府県情報通信部長を含む。）等を委員とする都道府県警察サイバーセキュリティ対策委員会等を設置すること。

また、同委員会等の下に、必要に応じ幹事会等を設置して、サイバー犯罪・サイバー攻撃対策等に係る部門間連携を円滑に行うための態勢を整備すること。

5 留意事項

- (1) 各部門（情報通信部門を含む。）は、サイバー空間の脅威への対処に関する取組について、4(3)において設置した委員会等その他の機会を通じ、サイバーセキュリティ総括責任者に適時適切な情報共有を行うこと。
- (2) サイバー空間の脅威に関する各種取組を推進する上では、警察における情報セキュリティの実現及び全警察職員の情報リテラシーの向上に係る取組の推進にも配慮する必要があることから、都道府県警察におけるサイバーセキュリティ総括責任者は、その事務を行うに当たって、「警察における情報セキュリティに係る管理体制について」（平成30年9月11日付け警察庁丙情管発第44号ほか）に基づき設置された情報セキュリティ管理者と適切に連携すること。
- (3) サイバーセキュリティ総括責任者は、相互に緊密に連携するとともに、警察庁と緊密に連携すること。